

平成 20 年 6 月 30 日

企業会計基準公開草案第 28 号

「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（案）

平成 XX 年 XX 月 XX 日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
会計基準	2
適用時期	3
結論の背景	4
経 緯	4
改正の考え方	5
適用時期等	7

目 的

1. 本会計基準は、企業会計審議会が平成 10 年 3 月 13 日に公表した「研究開発費等に係る会計基準」（「研究開発費等に係る会計基準注解」を含む。以下「研究開発費等会計基準」という。）のうち、「六 適用範囲」を改正することを目的とする。

会計基準

2. 研究開発費等会計基準の「六 適用範囲」に、次の定めを追加する。

3. 企業結合により被取得企業から受け入れた資産

本基準は、企業結合により被取得企業から受け入れた資産（受注制作、市場販売目的及び自社利用のソフトウェアを除く。）については適用しない。

適用時期

3. 本会計基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用する。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用することができる。

結論の背景

経緯

4. 平成 15 年 10 月 31 日に企業会計審議会から公表された「企業結合に係る会計基準」（以下「平成 15 年企業結合会計基準」という。）においては、取得企業が取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む。）に配分したときは、当該金額を配分時に費用処理することとされていた（平成 15 年企業結合会計基準 三 2 (3)）。他方、国際的な会計基準においては、研究開発費の取扱いとの整合性よりも、企業結合により受け入れた他の資産の取扱いとの整合性をより重視して、識別可能性の要件を満たす限り、その企業結合日における時価に基づいて資産として計上することが求められている。

後者の取扱いは、価値のある成果を受け入れたという実態を財務諸表に反映することになると考えられるため、当委員会は、平成 XX 年 XX 月に企業結合会計基準を改正し、企業会計基準第 XX 号「企業結合に関する会計基準」（以下「平成 XX 年改正企業結合会計基準」という。）として公表するにあたり、企業結合の取得対価の一部を研究開発費等に配分して費用処理する会計処理を廃止した（平成 XX 年改正企業結合会計基準第 97 項）。こうした状況を受けて、当委員会は、研究開発費等会計基準の「六 適用範囲」の見直しについても、検討を行うこととした。

改正の考え方

5. 研究開発費等会計基準では、研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれるとされており（研究開発費等会計基準 二）、これには特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価も含まれる（研究開発費等会計基準注解（注 1））。研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならないとされ（研究開発費等会計基準 三）、こうした取扱いを踏まえ、平成 15 年企業結合会計基準では、取得企業が取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む。）に配分した場合には、当該金額を配分時に費用処理することとされてきた。
6. しかしながら、平成 XX 年改正企業結合会計基準では、企業結合の取得対価の一部を研究開発費等に配分して費用処理する会計処理を廃止したことから、企業結合により被取得企業から受け入れた資産については、受注制作、市場販売目的及び自社利用のソフトウェアに係る会計処理を除き、研究開発費等会計基準の定める例外的な取扱いとすることが適当であると考えられる。このため、当委員会は、研究開発費等会計基準の「六 適用範囲」を改正することとした（第 2 項参照）。

適用時期等

7. 平成 22 年 3 月 31 日以前の企業結合及び事業分離等に関する会計処理についての従前

の取扱いは、本会計基準の適用後においても継続し、本会計基準の適用日における会計処理の見直し及び適及的な処理は行わない。

また、第3項ただし書きの適用においても、これと同様の取扱いとなる。

8. 本会計基準は、国際的な動向に鑑み、企業結合会計基準の改正に合わせて新たな取扱いを定めたものであるため、第3項ただし書きの適用は、平成XX年改正企業結合会計基準及び平成XX年XX月改正の企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」を平成21年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等から適用した場合に行うことが適当である。

以 上